

生活関連等施設一覧表

施設の種別	対 象	所管省庁
① 発電所、変電所	・電気事業法第2条第1項第10号の電気事業者又は同項第12号の卸供給事業者がその事業の用に供する発電所(最大出力5万kw以上のものに限る。)又は変電所(使用電圧10万V以上のものに限る。)	経済産業省
② ガス工作物	・ガス事業法第2条第13項のガス工作物(同項に規定するガス発生設備、ガスホルダー及びガス精製設備に限り、同条第3項の簡易ガス事業の用に供するものを除く。)	経済産業省
③ 取水・貯水・浄水施設、配水池	水道法第3条第2項の水道事業又は同条第4項の水道用水供給事業の用に供する取水、貯水若しくは浄水のための施設又は配水池であって、これらの事業のため1日につき10万立方メートル以上の水を供給する能力有するもの	厚生労働省
④ 鉄道施設、軌道施設	・鉄道事業法第8条第1項の鉄道施設又は軌道法による軌道施設であって、鉄道又は軌道を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するもののうち、当該施設の1日当たりの平均的な利用者の人数が10万人以上であるもの。	国土交通省
⑤ 電気通信事業用交換設備	・電気通信事業法第2条第5号の電気通信事業者(同法第9条の登録を受けた者に限る。)がその事業の用に供する交換設備(同法第33条第1項の利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該伝送路設備の電気通信回線の数が3万に満たないもの及び同項の移動端末設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該移動端末設備の数が3万に満たないものを除く。)	総務省
⑥ 放送用無線設備	・日本放送協会又は放送法第2条第3号の3の一般放送事業者(同条第3号の4の受託放送事業者及び同条第3号の5の委託放送事業者を除く。)が同条第1号の2の国内放送を行う放送局(同条第3号の放送局をいい、人工衛星の無線局であるものを除く。)であって、同法第2条の2第2項第3号に規定する放送系において他の放送局から放送(同法第2条第1号の放送をいう。)をされる同法第2条第4号の放送番組を受信し、同時にこれをそのまま再送信する放送を主として行うもの以外のものの無線設備	総務省
⑦ 水域施設、係留施設	・港湾法第52条第1項第1号の国土交通省令で定める水域施設又は係留施設	国土交通省
⑧ 滑走路、旅客ターミナル施設、航空保安施設	・空港整備法第2条第1項の空港の同法第6条第1項の滑走路等及び当該空港の敷地内の旅客ターミナル施設並びに当該空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法第2条第4項の航空保安施設	国土交通省
⑨ ダム	・河川管理施設等構造令第2章の規定の適用を受けるダム	国土交通省
⑩ 危険物質等の取扱所(国民保護法第103条第1項の危険物質等の取扱所)		
危険物の取扱所	・消防法第2条第7項の危険物(同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。)の取扱所	総務省消防庁
毒物劇物取扱施設	・毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物(同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)	厚生労働省
火薬類の製造所、火薬庫	・火薬類取締法第2条第1項の火薬類の取扱所	経済産業省
高圧ガス製造、貯蔵設備	・高圧ガス保安法第2条の高圧ガス(同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。)の取扱所	経済産業省
核燃料物質使用施設等	・原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びこれによって汚染された物(核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条第1項に規定する事業者等並びに当該事業者等から運搬を委託された者及び同法第60条第1項に規定する受託貯蔵者が所持するもの)	文部科学省 経済産業省
核原料物質使用施設等	・原子力基本法第3条第3号に規定する核原料物質(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2第1項第3号に規定する核原料物質を除く。)	文部科学省 経済産業省
放射性同位元素の許可届出使用事業者等	・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びこれによって汚染された物(同法第32条に規定する許可届出使用者等が所持するものに限る。)の取扱所	文部科学省
薬局、一般販売業の店舗等	・薬事法第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬(同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。)の取扱所	厚生労働省 農林水産省
LNGタンク等取扱所	・電気事業法第38条第3項の事業用電気工作物(発電用のものに限る。)内における高圧ガス保安法第2条の高圧ガス(当該事業用電気工作物の外にあるとしたならば同法の適用を受けることとなるものに限る。)の取扱所	経済産業省
生物剤・毒素等を取扱う施設	・細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素(業としてこれらを取り扱う者が取り扱うものに限る。)の取扱所	文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省
毒性物質取扱所	・化学兵器の禁止及び特定物質の規則等に関する法律第2条第1項の毒性物質(同法第7条第1項の許可製造者、同法第12条の許可使用者、同法第15条第1項第2号の承認輸入者及び同法第18条第2項の廃棄義務者並びに同法第24条第1項から第3項まで(同法第26条及び第27条において準用する場合を含む。)又は同法第28条の規定による届出をした者が所持するものに限る。)の取扱所	経済産業省